



介護保険給付対象となる単位数表	基本となる施設サービス利用単位数		単位数(1日)	
	多 床 従 室 来 ・ 型 個	要介護1		573
		要介護2		641
		要介護3		712
		要介護4		780
		要介護5		847
施設の体制等に基づく加算サービス単位数				
日常生活継続支援加算	1日につき		36	
看護体制加算（Ⅰ）	1日につき		4	
看護体制加算（Ⅱ）	1日につき		8	
夜間職員配置加算（Ⅲ）	1日につき		16	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	1日につき		12	
栄養マネジメント強化加算	1日につき		11	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき		100	
配置医師緊急時対応加算	1回につき（早朝・夜間）		650	
	1回につき（深夜）		1300	
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1月につき		90	
排せつ支援加算（Ⅰ）	1月につき		10	
褥瘡ケアマネジメント加算（Ⅰ）	1月につき		3	
精神科医師定期的療養指導加算	1日につき		5	
療養食加算	提供時1食につき（日最大3食）		6	
初期加算	入所30日間1日につき		30	
看取り介護加算	死亡日以前31～45日の期間		72	
	死亡日以前4～30日の期間		144	
	死亡日前日及び前々日		780	
	死亡日		1580	
外泊時費用（1月6日限度）	1日につき		246	
	在宅サービスを利用した場合		560	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス単位数と加算単位数の合計単位数の8.3%相当の単位数			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス単位数と加算単位数の合計単位数の2.7%相当の単位数			

《介護給付対象のサービス利用料の計算》

- ① [(要介護度別基本施設サービス単位数＋施設の体制等に基づく加算サービス単位数＋介護職員処遇改善加算単位数＋介護職員特定処遇改善加算単位数)×地域区分単位単価]の1割もしくは2割、3割。
- ② 地域区分単位は1単位＝10.14円(豊川市は7等級)
- ③ ①による利用料は月の合計で計算し、1円未満は切り捨てとなります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から令和3年9月までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。